四日市市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第15号

四日市市立幼稚園条例の一部を改正する条例

四日市市立幼稚園条例 (昭和28年四日市市条例第25号) の一部を次のように 改正する。

改正後

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
四日市市立海蔵幼稚園	(略)
(略)	
四日市市立三重幼稚園	(略)
四日市市立羽津幼稚園	(略)
四日市市立大矢知幼稚園	(略)
(略)	

改正前

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
四日市市立四日市幼稚園	四日市市元町10番4号
四日市市立海蔵幼稚園	(略)
(略)	
四日市市立三重幼稚園	(略)
四日市市立下野幼稚園	四日市市朝明町464番地
四日市市立羽津幼稚園	(略)

	四日市市立富洲原幼稚園	四日市市富州原町31番14号
	四日市市立大矢知幼稚園	(略)
(略)		

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)